

# 災害廃棄物対策における 広報の重要性について

---

令和2年3月23日

# はじめに

## ●初動期の混乱を最小限に留める第一歩

- 災害発生時に廃棄物の排出をどうするかを住民に知らせる広報のあり方
- 住民が災害廃棄物を排出する仮置場の速やかな決定

➡しかし、これらを速やかに実施できないと

- 街中に災害廃棄物が混合状態で置かれて生活環境上の支障が生じる
- 問合せが窓口にあふれ、その対応に追われる



# 調査の目的・方法

## ●調査の目的

- 災害廃棄物に関する広報の取組実績を調査し、目的に応じた内容、効果的な広報の方法について検討を行う。
- その検討結果は、広く公表し、平時及び災害時に活用できるようにすることで、自治体の災害対応能力の向上に資することを目的とする。

## ●調査の方法

- 平成30年7月豪雨の被害に遭った愛媛県内4市(松山市、宇和島市、大洲市、西予市)を訪問し、災害廃棄物に関する広報の取組実績、効果的だった方法等についてヒアリング調査を行った。
- 岡山県倉敷市の災害廃棄物担当者を招き、関東地域ブロック協議会で講演いただいた中から、広報の取組実績、市民への聞き取り結果等について取りまとめた。

## 平成30年7月豪雨における広報の取組事例

| 自治体  | 広報の方法                                                                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 松山市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に防災行政無線及びHPを活用した。</li> <li>・土砂災害の被害が大きかった地域ごとに庁内組織横断的なプロジェクトチームを6つ設置して対応した。</li> <li>・島しょ部の中島地区では、総代（住民代表）から住民へ仮置場等を周知し、さらに防災行政無線を用いたことで相乗効果が得られた。</li> </ul>                             |
| 宇和島市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後から仮置場をHPで広報し、混合状態のなった仮置場を閉鎖するとともに新たな広い仮置場の開設に際して自治会長への説明及びチラシの配布を行った。</li> <li>・社会福祉協議会を介してボランティアへ分別のチラシを配布して分別を徹底した。仮置場受付で分別レイアウト図を手渡しした。</li> <li>・FM放送で資源ごみ収集の中止の広報を行った。</li> </ul> |
| 大洲市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災翌日から市SNSで情報発信し、詳細はHPを見るよう毎日継続して広報した。</li> <li>・仮置場受付で分別レイアウト図を手渡しした。</li> </ul>                                                                                                          |
| 西予市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災前から仮置場を選定し、発災直後から受入れを開始した。</li> <li>・仮置場で分別の説明を尽くし、消防団やボランティアと朝礼を行って情報共有し、イラスト入りのチラシを配布し、分別を徹底できた。</li> </ul>                                                                            |
| 倉敷市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に避難勧告が出てから災害廃棄物担当者は、災害廃棄物の出し方や処理について検討を開始し、市HP、市SNS、広報車、ヘリコプター、臨時広報誌等により情報発信を行った。</li> </ul>                                                                                             |

# 事例調査

## 平成30年7月豪雨における広報の取組事例

**無線通信依頼書**

|       |                                  |         |                     |
|-------|----------------------------------|---------|---------------------|
| 管理責任者 | 池下 明 弘 印                         | 通信取扱責任者 | 新谷 洋 平 印            |
| 依頼年月日 | 平成30年 7月 12日                     | 依頼者所属   | 環境モデル都市推進課 課長 松本 典洋 |
| 件 名   | 7月6日・7日の大雨災害によって生じた廃棄物特達案内放送について |         |                     |
| 通信日時  | 平成 30年 7月 12日 開始 17時 0分          |         |                     |
|       | 平成 30年 7月 22日 終了 17時 0分          |         |                     |
| 通信区域  | A.一括 B.都別 C.個別(地区名 中島本島)         |         |                     |

**通 信 文**

こちらは、防災松山市中島支所です。

地区のみなさまにお知らせします。  
7月6日・7日の大雨災害で発生した木切れ、土砂、畳や壊れた家具、電化製品などの粗大ごみについて、持ち込み可能な仮置場を7月22日まで設置しますので、ご活用ください。  
設置場所は、旧天谷小学校、旧中島南小学校の2か所です。  
なお、エアコン、洗濯機、テレビや冷蔵庫などの家電4品目は持ち込めません。  
また、旧中島南小学校へは畳を持ち込むことはできません。  
持ち込みをされる場合は、ご協力をお願いします。

(繰り返し)

松山市防災行政無線原稿

ボランティアの皆様へお願い 8月6日以降  
旧吉田町内の仮置場は環境衛生の保全のため、閉鎖しております。  
これまでの仮置場は利用しないで下さい。

**災害で出た家庭ごみの出し方・  
仮置場での分別について**

1 片付けごみの出し方  
被災家屋から出るさまざまなごみはできるだけ分別をして、仮置場への搬入ができるようお願いいたします。

①燃えるごみ(プラスチック、繊維類など)  
②板・木製品、③ふとん、④たたみ  
⑤燃えないごみ(割れたガラス・陶磁類を袋に入れる)  
⑥金属類、⑦キャリー・ボックス類、⑧ソファ・ベッド  
⑨ブロック・瓦  
⑩家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、その他の家電)  
※冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出して、冷蔵庫だけを仮置場に持ち込んでください。  
※生ごみ(腐敗するもの)は、通常の燃えるごみ(週2回)として、地域の1つものの場所に持ち込んで出してください。

2 仮置場で決められた場所においてください  
※受け入れ時間は午前9時から午後5時まで  
(正午から)

**大浦災害家庭ごみ仮置場**

宇和島市 チラシ

**大浦災害家庭ごみ仮置場**

平成30年7月15日

受け入れ時間：午前9時～午後5時

家電類  
エアコン  
テレビ  
冷蔵庫  
洗濯機  
その他の家電  
に分別して下さい

出口

入口

### 分別方法

※おまかな分別です。置く場所については回収場所の職員の指示に従ってください。

|                      |                           |
|----------------------|---------------------------|
| 木材・粗大ごみ              | 家電4品目・家電類                 |
| 木材類                  | テレビ・洗濯機・エアコン・冷蔵庫          |
| 家具類                  | 家電全般                      |
| 金 属 類                | ※濡れていても構いません              |
| 金属類全般                | 分別が分からない物は現場職員に聞いて下さい     |
| も え る ゴ ミ            | 埋 立 ご み                   |
| 紙類・新聞<br>紙段ボール<br>など | プラスチック<br>ナイロン<br>発泡スチロール |

収場所は、日によって違うことがありますので  
西予市職員に確認してください!!

愛媛県大洲市 @city\_ozu\_ehime フォローする

「災害廃棄物処理について」を更新しました。次のURLから確認することができます。ご活用ください。  
[city.ozu.ehime.jp/soshiki/kikika...](http://city.ozu.ehime.jp/soshiki/kikika...) (大洲市公式ホームページに移動します。)

22-11 - 2018年7月12日

15件のリツイート

大洲市 SNS

西予市ボランティア向けチラシ



西予市 消防団・ボランティアの朝礼

# 効果的な広報

ヒアリング調査等により以下が把握できた。

- 迅速により広く広報できる手段が効果的
- 職員等と一緒に仮置場の現場で荷下ろしをするなどしたことが一番住民に伝わった。（宇和島市）
- 他自治体の応援職員に仮置場に立ってもらったことで、住民が応援職員に感謝しながら分別の意識ができてきた。（熊本県西原村）
- 仮置場受付でチラシを渡し、分別配置を案内し、次回から分別に協力してもらえた。（宇和島市・大洲市）
- 自主防災組織が充実している地区では、どんな広報ツールよりも消防団や自治会長を介して直接伝えることが有効。（松山市・西予市）
- 被災地の支所で、職員が直接コミュニケーションをとり、市民のニーズを把握し、それに応えた。（岡山県総社市）
- 様々な広報が行われたが、被災者の印象に残っているのは『ロコミ』だった。（倉敷市）

# 災害廃棄物に関する広報の内容

## (1) 生活ごみに関するお知らせ

- ・ 腐敗性のごみの収集を優先すること
- ・ 仮置場には持ち込まないこと
- ・ 資源物の収集を一定期間停止する
- ・ 他自治体の支援で収集する
- ・ 他自治体施設で処理すること 等

## (2) 災害廃棄物に関するお知らせ

- ・ 「災害廃棄物」として当該自治体が対象とするもの：当該災害により被災して使えなくなった家財等、家電4品目の扱い、産業廃棄物は含まない等
- ・ 災害廃棄物は、仮置場へ運搬すること
- ・ 分別すること 等

行政：被災者へ分別なんてお願いできないと考えるところが少なくない

住民：ふりかえって、分別ができなかったことを気にしていることが少なくない

## 分別することの意義を伝えることが大切

- 有害物質・危険物を混入させることの問題
- 悪臭や害虫・害獣が発生する原因になる
- 危険物等は、仮置場で火災発生の原因になる 等



令和元年台風15号千葉県南房総市におけるチラシ：収集支援団体への感謝もチラシに込めて住民へ仮置場の案内及び分別の案内

# 広報の目的・場面と内容

| 内容<br>目的・場面        | 収集品目<br>収集日 | 分別<br>品目 | 禁止事項 | 場所<br>日時 | 仮置場誘導<br>(場内外) | 安全衛生<br>の事項 | 連絡<br>先 | 特記事項                                                              |
|--------------------|-------------|----------|------|----------|----------------|-------------|---------|-------------------------------------------------------------------|
| ①生活ごみの出し方          | ○           |          | ○    |          |                |             | ○       | ・資源物の収集の停止、再開時期<br>・他自治体等が収集すること                                  |
| ②災害廃棄物の出し方、分別      |             | ○        | ○    | ○        |                | ○           | ○       | ・分別の協力依頼、持ち込み禁止品目の明示<br>・割れ物・危険物・アスベストに係る取扱い等の注意<br>・不法投棄・野焼きの禁止等 |
| ③仮置場の案内            | ○           | ○        | ○    | ○        | ○              | ○           | ○       | ・分別配置図<br>・受付方法(搬入許可証の提出等)                                        |
| ④仮置場の閉鎖            |             |          |      | ○        |                |             | ○       | 仮置場を閉鎖し、戸別収集へ変更等                                                  |
| ⑤収集の取残し<br>場所の情報収集 |             |          |      |          |                |             | ○       | ・収集しきれていない場所の連絡受付                                                 |
| ⑥避難所ごみの分別・衛生管理     |             | ○        | ○    |          |                | ○           | ○       | ・腐敗性ごみ、携帯トイレ、感染性廃棄物等の分別                                           |
| ⑦高齢者等要配慮者向け        | ○           | ○        | ○    | ○        | ○              | ○           | ○       | ・ボランティアセンター等の連絡先                                                  |
| ⑧ボランティア向け          | ○           | ○        | ○    | ○        | ○              | ○           | ○       | ・社会福祉協議会・ボランティアセンターを通じてごみ出しや仮置場への運搬について周知                         |
| ⑨処理の進捗報告           |             |          |      |          |                |             |         | ・処理の進捗状況、環境への影響調査結果                                               |

# 災害廃棄物に関する広報の内容

基本

仮置場で  
分別してお  
ろすことが  
分かる記載

可燃・不  
燃ではな  
く具体的  
に

イラスト等  
でわかり  
やすく

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い 年 月 日

## 災害により発生したごみの出し方・仮置場のご案内

- 生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

**注意事項**

- 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- 危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においてください

場所：〇〇〇〇〇〇〇〇 ※裏面をご覧ください  
開設期間：〇月〇日まで 9:00 ~ 16:00

|                                 |                    |                |
|---------------------------------|--------------------|----------------|
| <b>もやすごみ</b><br>(プラスチック・衣類)<br> | <b>ガラス・陶磁器</b><br> | <b>金属類</b><br> |
| <b>瓦・ブロック</b><br>               | <b>小型の電気製品</b><br> |                |
| <b>たたみ・ソファ・布団</b><br>           | <b>木製家具</b><br>    | <b>家電</b><br>  |

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター(電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)へ相談してください。

【問合せ】 〇〇町 環境生活課 環境衛生係 電話〇〇-〇〇〇〇

安全の確保

(裏面)

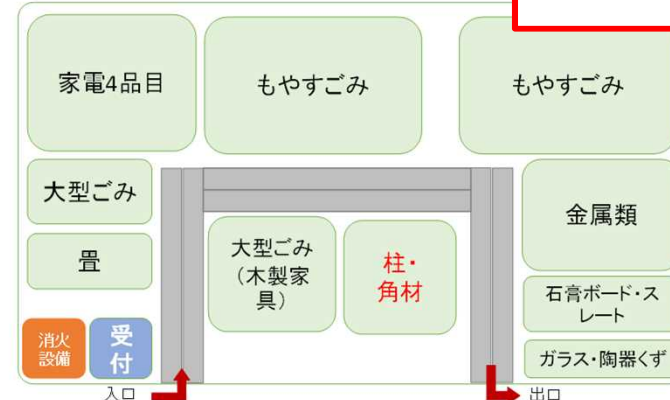
【仮置場案内図】



【〇〇仮置場開設期間  
開設時間  
場所: 〇〇

仮置場で  
分別してお  
ろすことが  
分かる図

【〇〇仮置場の分別配置図】



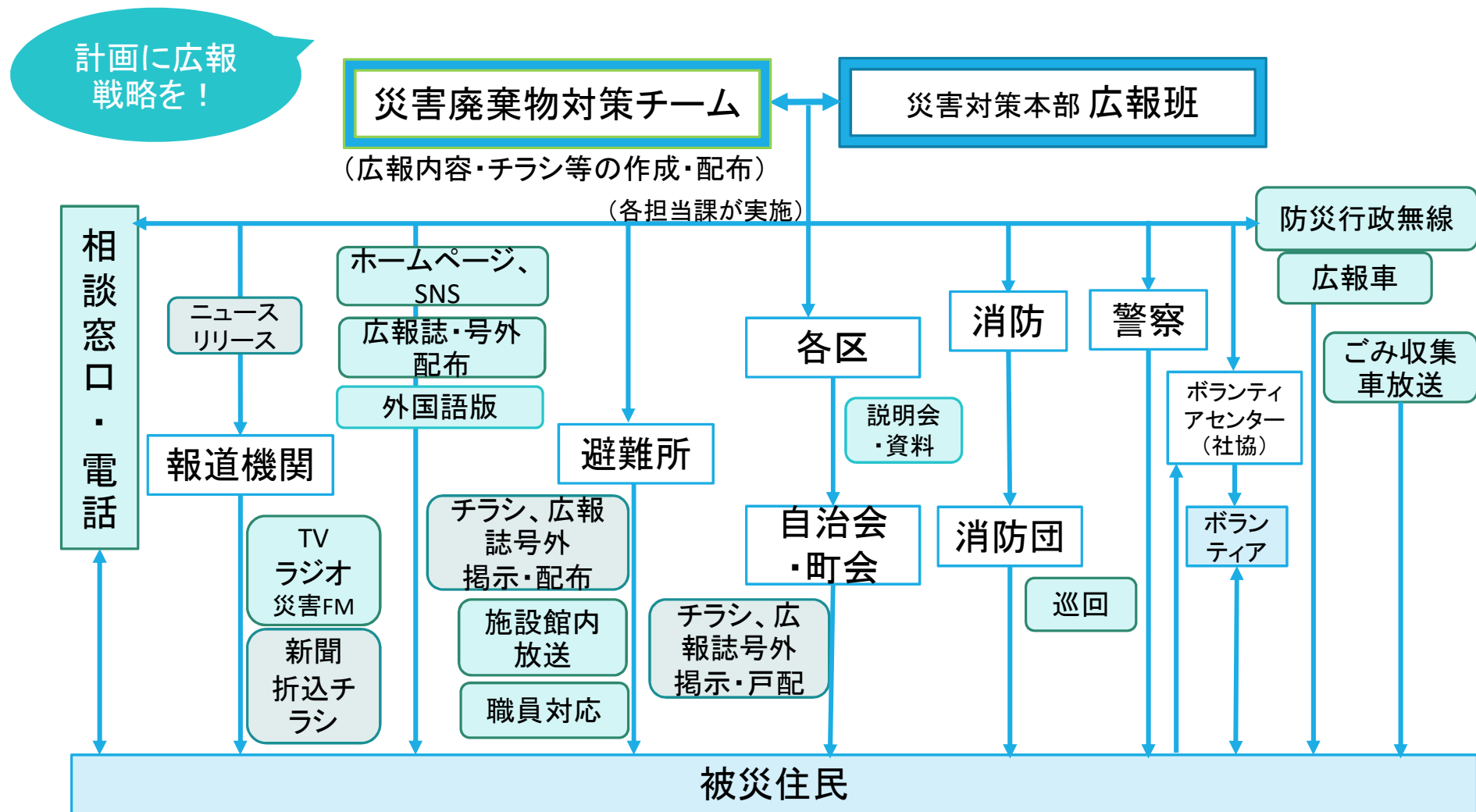
# 広報の手段と特徴

| 方法                                | 情報量  | 速報性 | 伝達力 | 特徴                                     | 留意点                                                    |
|-----------------------------------|------|-----|-----|----------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 防災行政無線(防災テレホンサービス)                | 少ない  | ◎   | ○   | 速報性がある。                                | 聞きとりにくい地域がある。<br>隣接地域の情報と錯綜して、不適切に排出される場合がある。          |
| 広報車                               | 少ない  | ◎   | ○   | 速報性がある。<br>地域の状況把握しながら情報発信できる。         | 広報車は交通が寸断されている場合に使えない。<br>隣接地域の情報と錯綜して、不適切に排出される場合がある。 |
| 行政ホームページ                          | 多い   | ◎   | △   | 即時性がある。24時間情報を直接入手できる。<br>域外避難者へ情報が届く。 | 利用者が限定される。<br>アクセスされないと情報が届かない。誤った情報が拡散しやすい。           |
| 行政SNS                             | 制限あり | ◎   | △   |                                        |                                                        |
| ラジオ、災害FM                          | 制限あり | ◎   | ○   | 速報性がある。スマホ等未利用者が活用する。                  | アクセスされないと情報が届かない。<br>情報がストックされず聞き流してしまう。               |
| 新聞、テレビテロップ、ラジオ、災害FM               | 制限あり | ○   | ○   | 比較的広範囲に一斉に周知できる。                       | 他に多量の情報が提供されている。                                       |
| チラシを避難所・ごみステーション・掲示板に貼紙           | 多い   | △   | ◎   | 住民の目に留まりやすい。                           | ひと目で理解できる記載が必要。<br>自治会等の同意が必要。                         |
| チラシを仮置場で配布、戸別配布、回覧板、新聞折込、コンビニ等に設置 | 多い   | △   | ◎   | 市民の目に留まりやすい。情報を共有するために適する。             | 戸配は手間がかかる(ボランティア活用も有効)。                                |

# 広報に関する検討

| 方法                 | 情報量 | 速報性 | 伝達力 | 特徴                                              | 留意点                                                            |
|--------------------|-----|-----|-----|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| チラシ類を公共施設、コンビニ等に配架 | 多い  | △   | ○   | 市民が適時情報入手できる。                                   | 自治会等の同意が必要。戸配は手間がかかる(ボランティア活用もあり)。                             |
| チラシをボランティアへ配布      | 多い  | △   | ◎   | 片付け方法の指針になる                                     | 配布・問合せ対応について社会福祉協議会と連携すること。                                    |
| 広報誌号外              | 多い  | △   | ○   | 広報部署が情報を集約し、様々な生活情報と合わせて広く提供できる。<br>発行頻度を調整できる。 | 作成に手間がかかる。<br>情報の更新に時間がかかる。                                    |
| 広報誌                | 多い  | ×   | ○   | 様々な生活情報と合わせて広く提供できる。<br>定期的に発行される。              | 定期広報誌は発行頻度が限られる。                                               |
| 看板                 | —   | —   | ○   | 一目で見てわかる。                                       | 仮置場等の変更に伴い変更する。                                                |
| 自治会・町内会等への説明会      | 多い  | ×   | ◎   | 質疑によって参加者の関心事項を把握できる。<br>地域の高齢者・要配慮者への声かけにつながる。 | 告知が適切でないと参加者が少ない。                                              |
| 支所や避難所職員への質問・応対    | 多い  | ○   | ◎   | 市民の問題意識や関心事項を把握できる。                             | 職員が最新の情報を把握していることが必要。                                          |
| 相談窓口・電話            | —   | ○   | ◎   | 市民の問題意識や関心事項を把握できる。                             | 電話が殺到するため体制が必要。<br>事態は二転三転するため、情報に留意する必要がある。<br>窓口に来る人への対応も必要。 |
| コールセンター(専用電話回線)    | 多い  | △   | ◎   | 罹災証明や公費解体申請等の一定の内容で多数の問合せが想定される場合に適する。          | 窓口対応者用のマニュアルを用意する。<br>適切な対応が要求される。<br>費用がかかる。                  |
| 住民同士の口コミ           | 多い  | ○   | ◎   | 避難所、コミュニティ等で情報共有し行動につながりやすい。                    | 正確性に難がある。                                                      |

## 伝達ルートを把握し、駆使する



# 広報のタイミング

## 水害における理想的な広報のタイミング

### ●水害の場合

- 天気予報を確認しながら、広報や仮置場開設の準備を開始する。
- 市民が避難所から自宅へ帰る早いタイミングで広報し、周知する。

| 水害       | 0h                                                                                 | 12h | 24h    | 48h                               | 72h                        | 7日                                           | 3週間 |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------|-----------------------------------|----------------------------|----------------------------------------------|-----|
| 災害の様相    | ▼水害 ▼水が引く<br>▼傾斜地で土砂災害発生<br>▼停電、通信の遮断<br>▼断水<br>▼焼却施設が停止<br>▼し尿処理施設が停止<br>▼トイレ使用不可 |     |        | ○生活ごみ収集計画の変更                      |                            | ○仮設トイレ不足                                     |     |
|          | ○仮設トイレ設置・し尿収集手配                                                                    |     |        |                                   |                            | ○ボラセン設置                                      |     |
|          | ○避難所開設                                                                             |     | ○仮置場開設 |                                   |                            | ○臭気・害虫の発生                                    |     |
| 広報のタイミング | ○広報用原稿の確認<br>○外国語への翻訳                                                              |     |        | ○チラシ等の作成・印刷<br>○避難所でチラシの掲示、配布等の広報 | ○広報誌号外作成・印刷・配布<br>○チラシ類の戸配 |                                              |     |
|          | ○災害FMIによる広報<br>○防災行政無線による広報<br>○HP、SNSによる広報<br>○問合せ窓口の設置                           |     |        |                                   |                            | ○ボラセンへのチラシ・説明<br>○新聞地方版<br>○新聞折込<br>○テレビテロップ |     |
|          | ○仮置場案内用看板、仮置場分別看板の準備<br>○仮置場に看板の設置                                                 |     |        | ○仮置場でチラシ等の配布                      |                            | ○住民説明会等                                      |     |

## 平時の啓発の取組事例

- 災害時の特別なルールがあるなら平時に伝えておくことが必要。

| 広報手段等       | 災害廃棄物の平時の取組事例                          |
|-------------|----------------------------------------|
| 自治体HP       | 横須賀市、横浜市、川崎市、長野市                       |
| 冊子          | 堺市、松本市、札幌市等                            |
| ごみカレンダー     | 大分県臼杵市、熊本県西原村、横須賀市等                    |
| チラシ         | 横須賀市、鹿児島市、川崎市等                         |
| 地域リーダー向け情報誌 | 鎌倉市、浜松市                                |
| セミナー、出前講座   | 川崎市ごみ減量推進員向け講習会                        |
| 施設見学        | 水島エコワークス<br>国立環境研究所夏の公開                |
| 体験型イベント、ゲーム | 川崎市防災訓練<br>神奈川県広域一般廃棄物事業協同組合・市民・行政合同訓練 |
| ワークショップ     | 川崎市3R推進プロジェクト<br>国立環境研究所、アクト川崎         |

## 市民との防災訓練

- 仮置場を設置する必要性が生じること  
を広報誌に掲載。

神奈川県鎌倉市の広報誌  
ごみ減量通信平成30年3月号

- ・川崎市の熊本地震でのごみ収集支援の取組説明。
- ・普段の分別・エコ意識が災害時に大切との説明

**大規模災害が起きると…**

市内の様子は…

出る「ごみ」は…

片付けごみ し尿 がれき など

大規模災害は、市内または隣接する市で、震度4以上の揺れが長く続き、家屋内外の被害やライフラインの寸断などの大きな被害を伴う地震などを用います。

片付けごみは、災害時のごみの分別は、迅速な復旧・復興作業やごみ処理を行う上で欠かせません。また、衛生環境の悪化、火災の発生、交通への支障などが生じないよう、市の案内に沿った排出に、ご理解とご協力をお願いします。

**大規模災害発生時のごみの出し方とごみの収集**（掲載～1か月間）

| 状況 | 当日                    | 3日目                    | 1週間                   | 1か月 |
|----|-----------------------|------------------------|-----------------------|-----|
|    | 家屋の損壊、道路の寸断           | 「片付けごみ」や「し尿」、「生活ごみ」の排出 | 家屋の解体などの開始による「がれき」の発生 |     |
|    | 家屋内外の壊れたものは、できる限り分別し、 | 市の収集再開の案内に沿ってごみを出す。    |                       |     |

**＜ごみの一時保管場所について＞**

災害時には、粗大ごみやがれきを、市が指定する仮置場に持ち込むことを原則としています。しかし、自治・町内会から要望があった場合、粗大ごみやがれきなど、腐敗しないごみを一時的に保管する場所の設置を認めています。自治・町内会の集まりなどで、空き地など一時的に仮置きできる場所を話し合っておきましょう。

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル

**日ごろ備えておきたいこと ～市民の皆様へ～**

- トイレ  
災害時には上下水道の損壊が生じると、トイレが使用できなくなります。災害時に備えて、非常用携帯トイレを用意しておきましょう。液体のものはなるべく固めてから出してください。携帯トイレがない場合は、破れて汚物が外に出ないように中身をしっかりと包んで出しましょう。
- 非常食  
非常食が賞味期限切れになっていたことはありませんか？非常食は、日常的に食べて、食べたら買い足すという「ローリングストック」で、上手に備蓄しましょう。

**＜ローリングストック＞**

古い（賞味期限切れ）H30.9まで  
新しい（賞味期限切れ）H31.1まで  
古い（賞味期限切れ）H30.9まで  
新しい（賞味期限切れ）H31.1まで  
古い（賞味期限切れ）H30.9まで  
新しい（賞味期限切れ）H31.1まで

**● ご近所との助け合い**  
災害時にはご近所同士の助け合いが重要です。日頃から自治町内会の行事などに参加して近隣の

**● ごみと資源物**  
災害発生からおおよそ3日間はごみを自宅に保管しなければなりません。普段からごみや資源物をできるだけ出さない生活を心がけましょう。

**＜生ごみ処理機を使う＞**  
災害時、ごみの収集が始まるまでの間、生ごみを処理するために生ごみ処理機が役に立ちます。非電動型なら、電気が止まっても大丈夫。日頃から生ごみ処理機を使っておきましょう。非電動型には90%助成があります。

生ごみ処理機購入助成制度HP



## まとめ ～平時の備え～

- 迅速な広報のため、平時から広報担当課と連携して、災害時の広報原稿を備えておく
  - 【環境省ウェブサイト[http://kanto.env.go.jp/post\\_9.html](http://kanto.env.go.jp/post_9.html)】
  - 【公益財団法人廃棄物・3R研究財団ウェブサイト右下のバナー「災害廃棄物対策」<https://www.jwrf.or.jp/index.html>】から広報ツールの一例をダウンロード可能



### ● 広報原稿を備えるには

- ◆ 災害廃棄物の処理先を確認し、受入基準に応じて、どのように分別する必要があるかを確認しておく。
- ◆ 仮置場候補地リストを用意しておく。

災害廃棄物処理計画を策定しておくことで、災害時の迅速・円滑な広報が可能になる

### ● 住民の協力は欠かせない。平時の住民等への啓発が重要

- ◆ 市民向けマニュアル等を作ったら使う
- ◆ 防災訓練や市民ワークショップ等の参加型体験型イベント